

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規程は、本学のキャンパスの内外並びに勤務、授業、研究及び課外活動等の時間の内外を問わず、次に掲げる本学の構成員の間におけるハラスメントについて適用する。</p> <p>(1) 職員(非常勤講師及び非常勤職員を含む。)</p> <p>(2) 学生(学部・大学院の学生及び研究生、科目等履修生、特別聴講学生等、本学で教育を受けるあらゆる立場の者)</p> <p>(3) 委託又は派遣契約等により本学において就労する者</p> <p>(4) 学生の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者</p> <p>(新設)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 苦情申立て ハラスメントに関する問題について、大学に対して必要な対応又は具体的措置をとることを求めることをいう。</p> <p>(10) 略</p>	<p>(適用範囲等)</p> <p>第2条 この規程は、本学のキャンパスの内外並びに勤務、授業、研究及び課外活動等の時間の内外を問わず、次に掲げる本学の構成員(以下「構成員」という。の間)におけるハラスメントについて適用する。</p> <p>(1) 職員(非常勤講師及び非常勤職員を含む。)</p> <p>(2) 学生(学部・大学院の学生及び研究生、科目等履修生、特別聴講学生等、本学で教育を受けるあらゆる立場の者)</p> <p>(3) 委託又は派遣契約等により本学において就労する者</p> <p>(4) 学生の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者</p> <p><u>2 構成員であった者から、次条第9号に定める苦情申立てがあった場合は、当該苦情申立ての日が、構成員でなくなった日から3年以内で、かつ、第5条に規定するハラスメント防止・対策委員会が特に必要と認める場合に限り、当該苦情申立てを受理するものとする。</u></p> <p>第3条 (略)</p>	

<p>(ハラスメント防止・対策委員会の設置)</p> <p>第5条 本学に、ハラスメントの防止及び対策を適切に実施するために、ハラスメント防止・対策委員会(以下「防止・対策委員会」という。)を置く。</p> <p>(相談員の配置)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 相談員の氏名、所属、連絡用電話番号、<u>ファクシミリ番号</u>及び電子メールアドレス等は、各部局及び学内の掲示板等に掲示するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(相談の受付)</p> <p>第11条 相談員への相談は、<u>面談のほか、手紙、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれの方法でも受け付けるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(当事者への通知等)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 当事者は、前項の説明の内容に不服があるときは、説明を受けた日から2週間以内に<u>理由を付した文書</u>により防止・対策委員会へ不服申立てを行うことができる。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>(相談員の配置)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 相談員の氏名、所属、連絡用電話番号及び電子メールアドレス等は、各部局及び学内の掲示板等に掲示するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(相談の方法等)</p> <p>第11条 相談員への相談は、<u>原則として面談により行うものとし、相談の申し込みは、電話又は電子メールのいずれかで行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(当事者への通知等)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 当事者は、前項の説明の内容に不服があるときは、説明を受けた日から2週間以内に、<u>別紙様式</u>により防止・対策委員会へ不服申立てを行うことができる。</p> <p>3～5 (略)</p>	
---	--	--

(特例としての緊急避難措置)

第17条 防止・対策委員会委員長は、相談者からの正式な苦情申立ての有無に関わらず、相談員から事態が重大で改善措置が緊急に必要なとの報告を受けた場合には、調査委員会による報告を待たずに、委員会名で当事者双方の所属部局長等に対し、緊急避難措置勧告をすることができる。この場合においても、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。

(新設)

(相談員等の守秘義務及びプライバシーの保護等)

第22条 相談員及び各委員会委員は、任期中及び退任後においても、任務において知りえた事項について他に漏らしてはならない。

2 (略)

3 ハラスメントに関する相談及び苦情申立てにおいて、相談者、当事者及び関係者が希望する場合には、当該希望者本人については、匿名扱いとする。ただし、被申立人あて文書については、この限りではない。

(特例としての緊急避難措置)

第17条 防止・対策委員会委員長は、相談者からの正式な苦情申立ての有無に関わらず、相談員から事態が重大で改善措置が緊急に必要なとの報告を受けた場合には、調査委員会による報告を待たずに、委員会名で当事者双方の所属部局長等 (以下この条において「部局長等」という。) に対し、緊急避難措置勧告をすることができる。この場合においても、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。

2 前項の緊急避難措置勧告を受けた部局長等は、必要に応じて、自宅待機命令、勤務場所又は就学場所の移動等の措置を行うことができるものとする。

(相談員等の守秘義務及びプライバシーの保護等)

第22条 相談員、各委員会委員 及び関係者 は、任期中及び退任後においても、任務、調査、調停等 において知りえた事項について他に漏らしてはならない。

2 (略)

3 ハラスメントに関する相談は、相談者が希望する場合は匿名扱いとすることができる。ただし、苦情申立て及び調査については、防止・対策委員会委員長が必要と認める場合を除き、当事者については匿名扱いとすることはできない。

(新設)

別紙様式 (第 16 条の 2 第 2 項関係)

不服申立書

〇年〇月〇日

国立大学法人東京農工大学長 殿

不服申立人

所属

氏名 \_\_\_\_\_ 印

〇〇年〇月〇日付け 農工大〇第〇-〇号の文書により通知のあった内容  
に対し、国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する  
規程第16条の2第2項の規定に基づき、次のとおり不服申立てをします。

1 不服申立てに係る通知を受け取った年月日

\_\_\_\_\_ 〇年〇月〇日

2 不服申立ての理由

3 添付書類 (主張を裏付ける資料等があれば添付する)

\_\_\_\_\_ (1) 〇〇〇〇 1通

\_\_\_\_\_ (2) 〇〇〇〇 1通

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日規程第 24 号)  
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。